

平成二十五年十一月二十一日提出  
質 問 第 七 六 号

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の  
認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木貴子

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に関し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」（以下、「委員会」という。）を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

- ① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約
- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約
- ③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書（以下、「報告書」という。）を公表した。

「報告書」における①に関連した内容は、前回並びに前々回質問主意書で指摘した通りである。

右と「前々回答弁書」（内閣衆質一八五第三四号）、「前回答弁書」（内閣衆質一八五第五七号）を踏まえ、再度質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前々回質問主意書の内容並びに「前々回答弁書」の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているかとの問いに対し、「前回答弁書」では「外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」とされているだけである。右の決裁にあたり、署名した者の官職氏名を全て挙げられたい。

二 安倍総理と岸田大臣は、当方が提出した質問主意書並びにそれに対する「前回答弁書」、「前々回答弁書」に自ら目を通し、その内容を正確に把握しているのか。それとも担当部署に丸投げし、ただ署名をしているだけなのか。明確に答えられたい。

三 「前回答弁書」では、前回質問主意書で問うた質問四から七、そして九に対し、「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三四号）一から四までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされているが、質問にしっかりと答えられていない。国民の代表たる国会議員の質問に対する答弁として、とても誠実なものではないと考えるが、安倍総理、岸田大臣の見解如何。

四 ①は密約であったのか。「報告書」やその他の見解を引用するのではなく、安倍内閣としての認識を、安倍内閣の言葉で示されたい。

五 かつて自民党政権が、「報告書」にある内容に対し、全く異なる答弁を①について繰り返してきた事に対し、安倍内閣としてどのような認識を有しているか。「前回答弁書」でも「前々回答弁書」でも、右の質問に対して全く触れられていないところ、再度質問する。

六 「報告書」では「それでも重要部分に欠陥があり、解明できないところが残った。そうなった経緯に関する事情調査と重要文書の管理に対する深刻な反省が必要。」との指摘がなされている。平成二十二年三月十九日に行われた衆議院外務委員会での参考人質疑において、参考人として出席した元外務省条約局長の東郷和彦氏も、当時の鈴木宗男衆議院外務委員長とのやり取りの中で、「今まで出てきている資料で見ると、私が残した五十八点の文書の中の重要なものは幾つか出てまいりましたが、出てきていないものは明らかにある、私はそう認識しております。」と、自身が条約局長の任を降りる際にまとめた①の密約に関連する文書のいくつかがなくなっている旨指摘している。前回質問主意書で、右の東郷氏がまとめた資料のいくつかがなくなっているのはなぜか、外務省の誰により破棄されたものであるのかを問うたが、

「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度質問する。  
右質問する。